



今年も確定申告の季節が近づいてきました。期間は2月16日(水)から3月15日(火)までです。申告をするごとき、納めすぎた税金が戻っていることがあります。税理士の井上礎幸さんに、ポイントを解説してもらいました。

(3回連載)

昨年12月に閣議決定された2022年度「税制改正大綱(案)」では、大幅な改正はないものの、住宅ローン控除の控除率を引き下げるなどの方向性が示されました。大綱は今後の税制に大きく影響するもので、注視していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響

社会の将来を考えていただけでは幸いです。それでは、今年(2021年)の主な変更点と注意点を確認しましょう。

# 主な変更点と注意点

ここで、問題点が見過されないようにしなければなりません。

## ① 押印の廃止

税制改正は、改正年度と適用年度が必ずしも一致しません。後述する所得税の「基礎控除」が、昨年申告した20年分から48万円に引き上げられましたが、これは18年度の改正事項でした。

税制改正の論議が、今年3月に向けて活発になるはずですが、増税が数年後に予定されるという

これまで義務づけられてきた押印制度が、なくなりまし。

印鑑を忘れて税務署に出庫する必要はなくなりまし。したが、パソコン等で印刷された書類では、誰が作成したかの判断はできません。申告納税制度の理念のもと、改めて手書

## マイナンバー記載なしOK

申告にはマイナンバーが必要だ、という誤解があるようです。しかし、申告書を見るにマイナンバーの記載項目がありますが、ここに個人番号が記載されていないとしても、税務署は受け付けてくれます。逆に税務署が困るのは、家族分として申告書があ

複数人分提出する人がいますが、受理する税務署は全ての納税者の番号確認を行う必要があります。マイナンバー制度は行政の効率化がその目的の一つですが、実際は、本人確認作業という非効率業務が増えているのです。

## ② 基礎控除の10万円増額

昨年度からの改正事項ですが、給与所得控除および公的年金控除の金額が、一律10万円減額され、それに合わせる形で基礎控除が10万円増額されました。

実は、所得税の確定申告は、基本的に所得税額が発生する人に申告の義務があります。昨年度に申告していない人は、一昨年の申告書の控えをもとにすると間違える可能性があるので、注意してください。

過去の申告資料は、税理士も大いに参考になっていますが、もよりの税務署で「確定申告の手引き」を取得したり、国税庁のホームページを参考にしたりして、事前に資料を集めておくことをお勧めします。

# 近づく22確定申告

▷上◁

確定申告に必要な「手引き」などの書類



税理士 井上 礎幸 さん





# 土曜ワイド

# 納め過ぎ税金戻る

それでは、確定申告のポイントについて説明しましょう。

まず、「所得控除」についてです。

実際の確定申告書を参考にするとして、申告書の作成に役立ちます。

「所得から差し引かれる金額」とあるのが、いわゆる所得控除の項目です。

私自身が所得税の相談を受けて税額を計算する場合、質問もれがないように申告書の項目に基づいて聴き取りを行います。税務署で配布される

**令和3年分 確定申告特集**

申告・納税：所得税等は令和4年3月15日まで、個人事業等の消費税等は令和4年3月31日まで

さらに便利に！ 確定申告書等作成コーナーから自宅でいつでも申告

確定申告書等の作成はこちら

確定申告に関する情報を見る

確定申告情報 (Q&A・申告の手引きなどはこちらから)

ふるさと納税をされた方へ

医療費控除を受ける方へ

勤労に見る確定申告

国税庁ホームページの「確定申告特集」。ここでもマイナンバーの利用を勧めています。申告書に記載がなくても受け付けます

## 所得控除とは

### ① 社会保険料控除

健康保険料、国民年金や厚生年金の保険料などが対象です。生計を一にする親族の社会保険料を負担した場合も控除できます。

健康保険料、国民年金や厚生年金の保険料などが対象です。生計を一にする親族の社会保険料を負担した場合も控除できます。

### ② 小規模企業共済等掛金控除

アルバイトやパート収入が多く、配偶者控除や扶養控除の対象外であっても、社会保険料を負担した人自身が控除できるという点がポイントです。

以前は個人事業者向け

の制度が中心でしたが、iDeCo（イデコ）の掛け金なども対象になります。郵送されてくる控除証明書で金額の確認をしましょう。

### ③ 生命保険料控除

生命保険料控除は古くからある制度なので、なじみがあると思います。昨年秋季以降に保険会社から証明書が送付されていますが、中途解約した場合証明書の金額が異なります。

制度の新旧や保険の種類

### ④ 地震保険料控除

以前は「損害保険料控除」という区分でしたが、07年分から地震保険料控除に変わりました。でも以前の名称の、旧長期損害保険が適用されるケースが一部残っています。これも保険会社から送られる控除証明書で確認してください。

### ⑤ 寡婦、ひとり親控除

「ひとり親控除」は20年分の所得税から導入された新しい制度です。「寡婦控除」は法律婚を前提とし、離婚や死別によってひとり親になった場合に適用されました。ひとり親控除は、法的な結婚という手続きを経ずに子どもを育てている納税者を平等に扱うという制度です。

### ⑥ 勤労学生控除

このひとり親控除は、一部の地方自治体によって先行導入され、国を動かしたという事実があります。税を通じて、よりよい社会を目指すことの重要性を感じます。

### ⑦ 基礎控除

大学生でアルバイト収入がある場合の軽減措置といえます。しかし、対象は合計所得金額が70万円以下で、アルバイトの収入金額が130万円以下の場合にしか適用されません。一方で、合計所得金額が48万円を超えてしまう

昨年度、控除額が38万円から48万円に変更になりました。毎年申告している人は気がつきませんが、久しぶりに申告する場合、過去の資料を基に記載すると誤って38万円と書いてしまうことがあります。金額にご注意ください。



東京都内の書店に並ぶ確定申告の解説書

### ⑧ 扶養控除

この制度は内容が複雑化しています。税制のあり方として簡素であるべきなのですが、納税者と配偶者それぞれに所得基準が設けられ、対象者が細分化されています。

### ⑨ 配偶者(特別)控除

扶養親族を、所得税の考え方に従って分類すると、まず「控除対象扶養親族」かどうかのポイントになります。21年分の確定申告の場合、06年1月1日以前に生まれたことが前提です。

と、親の扶養控除の対象にはなりません。